

第 5 回

富里市農業委員会議事録

令和 4 年 5 月 6 日（金）

富里市役所すこやかセンター 2 階会議室 1

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第5回）

日 時 令和4年5月6日（金）

場 所 富里市役所すこやかセンター2階会議室1

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

5 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

6 議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
について

7 議案第6号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定
について

8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

10 報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

11 報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

農業委員

出席（８名）

1 番	関	利	之	2 番	伊	井	義	則	
3 番	塩	澤	英	一	4 番	篠	原	美 恵 子	
5 番	相	川	克	義	6 番	森	田	孝	子
7 番	田	上	友	子	8 番	藤	崎	芳	久

欠席（０名）

農地利用最適化推進委員

出席（１０名）

池	田	正	巳	成	毛	勝	
出	山	誠	一	本	楯	夫	
國	本		茂	皆	川	幸	雄
吉	川	孝	男	相	澤	直	哉
野	島	勇	志	田	口	榮	一

欠席（２名）

篠	原	弘	安	吉	田	隆
---	---	---	---	---	---	---

◎開 会

議 長 これより令和４年第５回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は８名中８名ですので、会議は成立しております。

(午後 １時２９分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第１ 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第２項の規定により、議長において指名します。

塩澤英一君、篠原美恵子君、以上の諸君をお願いします。

◎議案第１号

議 長 日程第２ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、所有権移転
１を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、所有権移転１について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は藤崎会長、相川委員、田上委員、私森田です。

概要は議案書のとおりです。

申請理由として、権利者は障がい者支援施設の実習農地として取得したため、義務者は高齢及び病気のため耕作が困難になり売却に応じたとのこと。

申請地は、議案記載のとおりで畑６筆の面積15,494.78平方メートルです。

場所は七栄獅子穴交差点から北西約500メートル位に位置し、現況は畑ですが草が生えていました。隣接地との境界は確定していました。申請地への進入路も、市道で確保されています。第三者の権利もありません。

売買価格は10アール当たり251万7千円で総額3,899万円です。農業経営状況は、農業経営者でサツマイモを生産しています。営農状況は田3.57アール、畑50.79アールです。労働力は清郷会に入所している方が耕作し、農業指導については職員が行っています。農機具保有状況はトラクター２台、田植え機１台、乾燥機１台、草刈り機１台を保有し権利取得後はサ

ツマイモ、落花生、ジャガイモ等を作付けする。現在の耕作状況は耕作していて縮小させる行為も行っていない。住所地から申請地までの距離は3キロメートル、車で10分位です。耕作の一切を第三者へ委託する予定もありません。

以上のことから効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転2を議題とします。

田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、藤崎会長、相川委員、森田委員、私田上です。

概要は議案書のとおりで関係は[]です。

申請理由は、権利者は経営規模の拡大、義務者は高齢のため経営規模縮小とのことです。

申請地は、田2筆、3,671平方メートルで1筆は第一小学校を下り信号から西へ300メートルほどに位置します。もう1筆は元千葉ガスタンクの南西側に位置します。現況は田、進入路の確保もあり隣接農地との境界は土地改良区のため確定されていて、第三者の権利等ありません。なお、本件は贈与のため売買価格はありません。

権利者については農業経営者であり、稲作400アール、畑作50アールの作付けを行っています。労働力は妻と次男の世帯員3人、専業3人で後継者は次男の方です。

農機具保有状況はトラクター2台、田植え機2台、コンバイン2台、乾燥機2台です。営農計画は4月から9月の水稻は農協を通して販売予定です。耕作状況は効率的に耕作してお

り、縮小の行為はありません。住所地から申請地までの距離は約8キロメートル、車で15分です。耕作の一切を第三者に委託する予定はありません。

以上のことから効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議長 日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、藤崎会長、相川委員、田上委員、私森田です。

概要は議案書のとおりで関係は第三者です。農振除外は平成10年6月10日付け全体見直しです。

申請地の位置は、関東軽種馬協会の東側にある農地です。農地区分は第2種農地、千葉県農地転用関係事務指針29ページ⑤(b)に該当、申請地の状況は農地で違反ありません。転用用途は専用住宅地1棟です。権利設定は所有権移転、概要は駐車場3台、専用住宅32坪です。申請理由として、子どもが生まれ賃貸アパートが手狭となったためとしております。

申請地以外での利用可能な土地は無、進入路の確保有り、隣接地との境界杭有り。

資力については、土地代300万円、整地費11万1千円、建設費2,584万円、その他310万円、

合計事業総額は約3,205万円で見積業者は鈴木木材工業㈱です。事業実施資金については、融資証明と残高証明にて総額より多いことを確認しました。

過去の転用許可はなくも第三者の権利ありません。

工期については、許可後から令和4年12月28日までの7か月ほどを予定し、都市計画法関連と道路法関連は令和4年4月18日に提出済みです。

事業区域内に農地以外はなく転用面積は適当、周辺地権者への説明は実施し意見はないということです。土砂等の流出対策は隣接地との境界にはブロックフェンスを設置し、南側と道路との境界は碎石敷で流出を防止します。土砂の搬入計画はなく工事期間中の防災計画は工事車両など道路交通法を遵守し事故を起こさないようにする。ガス、粉じん等の発生は無、排水計画として雨水処理は宅地内浸透、雑排水などは合併浄化槽設置、流末の確保は蒸発拡散装置設置、日照、通風等による支障はありません。

以上のことから、転用許可基準である立地基準及び一般基準とも満たしており、許可相当と判断しました。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、所有権移転2を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請、所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、藤崎会長、相川委員、田上委員、私森田です。

概要は議案書のとおりで関係は第三者です。農振除外は平成10年6月10日付け全体見直しです。

申請地の位置は、明德物産の隣を右折し500メートルほど奥に進み、久能カントリー倶楽部の堺に位置します。農地区分は第2種農地、千葉県農地転用関係事務指針29ページ⑤(b)に該当、申請地の状況は農地で違反ありません。転用用途は太陽光発電施設です。権利設定は所有権移転、概要は太陽光パネル1,170枚、パワコン5台です。申請理由として太陽光発電事業を行うことにより収益を上げるためとしており、土地所有者との合意が図れたため選定したとのこと。申請地以外での利用可能な土地は無、進入路の確保有り、隣接地との境界杭有り。

資力については、土地代330万円、建設費4,192万円、その他93万円、合計事業総額は約4,615万円で残高証明にて総額より多いことを確認しました。

過去の転用許可はなく第三者の権利ありません。

工期については、令和4年8月1日から9月末までの2か月ほどを予定し、事業区域内に農地以外はなく転用面積は適当、転用目的、業務の範囲に適合していると思われます。

周辺地権者への説明は実施し意見はないとのことですが、土砂等の流出対策については敷地内処理で周辺に盛土をして防ぎ、工事期間中の防災計画は万全を期すが万が一の場合は自己責任にて対応する。ガス、粉じん等の発生は無、排水計画として雨水処理は宅地内浸透、日照、通風等による支障ありません。

以上のことから、転用許可基準である立地基準及び一般基準とも満たしており、許可相当と判断しました。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、所有権移転３を議題とします。

田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい、議長。

議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請、所有権移転３について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、藤崎会長、相川委員、森田委員、私田上です。

概要は議案書のとおりで関係は第三者です。農振除外は平成10年６月10日付け全体見直しです。

申請地の位置は、老人ホームはなみずきの里前を右折し500メートルほど入った右側に位置します。農地区分は第２種農地、申請地の状況は農地で違反はございません。転用用途は専用住宅です。権利設定は所有権移転、概要は専用住宅２階建てです。申請理由として現在アパートに家族４人で居住し、子ども達も大きくなり手狭となったため建築を計画、同一学区内でもあるこの土地を選定したとしております。

資金確保状況については、㈱ワールドハウス成田営業所、㈱多田建設より見積もりがありました。土地代金800万円、整地代約188万円、建設費約1,976万円、総額約2,964万円です。

事業実施資金については、融資証明にて総額より多いことを確認しました。

過去の転用許可はなく第三者の権利もありません。

工期については、許可後から令和５年３月31日までです。

都市計画法関連は令和４年４月25日に提出済みです。

事業区域内に農地以外の土地はなく転用面積は適当、周辺地権者への説明は実施し意見はないとのことです。隣接農地に土砂等の流出がないよう施工し、防災ネット土留めの設置で雨水時等の土砂防止に努めるとのこと。ガス、粉じん等の発生は無。

以上のことから、転用許可基準を満たしており、許可相当と判断しました。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、所有権移転４を議題とします。

田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい、議長。

議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請、所有権移転４について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、藤崎会長、相川委員、森田委員、私田上です。

概要は議案書のとおりです。

なお、この議案は令和３年１０月に関委員の審査により許可相当済みとなっておりますが、成田土木事務所より道路用地不足との指摘があり、道路拡幅のため申請を出し直したものです。

申請内容は議案記載のとおりです。

申請地の位置は富里小学校から西へ４００メートルほどに位置します。

他に変更はなく特に問題はないと思われます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、所有権移転５を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請、所有権移転5について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、藤崎会長、森田委員、田上委員、私相川です。

概要は議案書のとおりです。

申請地の位置は、国道296号線を七栄方面に向かい、消防署の先を左折し100メートルほど進んだ所に位置します。

農地区分は第2種農地、申請地の状況は雑草が生えていました。

転用用途は長屋住宅用地です。権利設定は所有権移転、転用事由として計画地は利便性も良く賃貸事業に適している。この事業によって安定した収入を得るとし、売主は高齢で営農が難しくなり売り渡しをするとのことでした。

申請農地以外での利用可能な土地は無し、進入路の確保も有り隣接地との境界杭もありました。

事業にかかる事業総額は2億6,800万円、内訳として土地代金1,200万円、建設費2億5,600万円です。資金は全額融資で金融機関は[]支店の融資証明がございました。

工期については、許可後から令和5年1月10日までです。

土砂等流出対策は雨水浸透施設の設置、浸透アスファルト塗装を施し、外部への土砂流出の防止と雨水流出を抑制する。

土砂搬入の計画があり、土砂等の発生元は大網白里市の有限会社泉建材で、盛土の高さは50から90センチメートルです。

防災計画は工事中仮囲い等を設置し敷地内への工事関係者以外の進入を防止する。

排水計画について雨水処理は宅地内処理、雑排水処理は下水道へ接続します。

申請地は三方を住宅に囲まれており、農地としての利用は困難と思われ転用が妥当と思います。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、使用貸借権設定 1 を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員 はい、議長。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請、使用貸借権設定 1 について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、藤崎会長、森田委員、田上委員、私相川です。

概要は議案書のとおりです。

登記現況とも畑 1 筆 197 平方メートル、農振除外は平成 10 年 6 月 10 日の見直しです。

申請地の位置は富里南小学校前の信号を矢の口方面に向かい、1 キロメートルほど進み左折し 200 メートル進んだ右側に位置します。

農地区分は第 1 種農地であるが、転用不許可の例外に当たる集落に接続して設置される農家分家住宅であり、農地法施行規則第 33 条第 4 号の規定によるものです。

申請地の状況はトンネル用パイプが置いてありました。

転用用途は農家住宅です。権利設定は使用貸借権設定、転用概要として現在親世帯と同居しているが結婚を機に新居を新築する。埋め立て等はず整地のみ、選定理由は申請地隣地にて耕作を行っており、利便性を考慮し選定とのこと。

申請農地以外での利用可能な土地は無、進入路の確保もありました。

事業にかかる事業総額は約 3,004 万円、内訳として建設費 2,524 万円、その他 480 万円です。

資金は自己資金と融資証明の確認をいたしました。

工期については、許可後から令和 4 年 12 月 31 日までです。

転用面積は妥当、土砂等流出対策は道路等に土砂等が流出した場合は随時撤去し清掃を行う。土砂搬入計画はなく、ガス、粉じん等の発生も無。

排水計画について雨水処理は宅地内処理、雑排水処理は合併浄化槽の設置、流末の確保は蒸発拡散装置を設置します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第3号

議 長 日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、4月25日付けにて、富里市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の10ページに、3年新規で畑1筆、6,111平方メートル。

次第の11ページに、6年新規で畑3筆、4,447平方メートル。

次第の12、13ページに、10年新規で畑16筆、265,526平方メートル。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎議案第4号

議 長 日程第5、議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見についてご説明します。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、4月25日付けにて、富里市長より農用地利用配分計画（案）についての意見を求められたものです。

内容につきましては、次第の14ページに1件ございます。

計画に記載されている農地情報は公簿上の記録と一致しており、第三者の権利もありませんので、計画に問題はないと思われます。

以上です。

議 長 議案第4号について意見を求めます。意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案は意見なしとする旨市長へ答申することに決定しました。

◎議案第5号

議 長 日程第6、議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、資料をご覧くださいと思います。

まずⅠ、農業委員会の状況の農業の概要についてでございますが、耕地面積は、田が211ヘクタール、畑が2,230ヘクタール、計が2,441ヘクタールです。こちらは耕地及び作付面積統計の数字になります。

経営耕地面積は、田が138ヘクタール、畑が1,495ヘクタール、普通畑が1,462ヘクタール、樹園地33ヘクタール、計が1,633ヘクタールで、こちらは2021年農林業センサスの面積となります。

遊休農地面積は、田が32.6ヘクタール、畑が20.4ヘクタールで、普通畑が20.4ヘクタール、計は53.0ヘクタールです。こちらは農地の利用状況調査の数字となっています。

農地台帳面積は、田が265.7ヘクタール、畑が2,314.9ヘクタールで、内訳としましては、普通畑が2,312.0ヘクタール、牧草畑が2.9ヘクタールで、計は2,580.6ヘクタールです。

次に、農家数については、総農家数が846戸、自給的農家数が137戸、販売農家数が704戸で、その内容としましては、主業農家数が401戸、準主業農家数が44戸、副業的農家数が259戸で、すべて農林業センサスからの数字です。

その右の農業者数ですが、農業就業者数が1,491人で、その内女性が661人、40代以下が128人です。

さらに、右側の経営体数については、認定農業者が220人、基本構想水準到達者が65人、認定新規就農者が9人、農業参入法人については22法人です。

次に、農業委員会の現在の体制についてですが、任期満了年月日は、令和5年7月19日となります。

農業委員数については、令和4年3月31日現在、定数、実数とも8名です。認定農業者が5名、女性が3名、中立委員が1名なっております。

農地利用最適化推進委員の定数と実数は12名で、地区数は6です。

次のページをご覧ください。

Ⅱ、担い手の農地の利用集積・集約化の現状及び課題についてですが、現状は、管内の農地面積が2,441ヘクタールで、農政課の調査をもととしたこれまでの集積面積は256.9ヘクタール、集積率は10.5%です。

課題としては、利用集積については、ほぼ定着しており、担い手に見合った集積が必要である。今後、啓発活動を実施し、新規の掘り起こしを行うとしておりました。

2番目の令和3年度の目標及び実績につきましては、集積目標が298.9ヘクタールに対し集積実績が319.9ヘクタールです。うち新規実績は58.8ヘクタールで、達成状況は107.0%でした。

3番目の目標の達成に向けた活動については、活動計画は、農業委員会の活動内容のPRを含め、担い手に内容の周知を図る。各担い手の農業経営規模、また、目標に沿った利

用集積を推進するとしており、活動実績は、市農政部局及び農業委員会活動を通じて、利用集積を図ったとしました。

4番目の目標及び活動に対する評価につきましては、目標に対する評価と活動に対する評価ともに適正であるとしてしました。

次のページをご覧ください。

Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の現状及び課題についてですが、新規参入の状況について、新規参入者と取得した農地面積は30年度新規参入者数が3経営体で、農地面積として2.5ヘクタール、元年度新規参入者数が1経営体で、1.0ヘクタール、令和2年度新規参入者数が1経営体で、1.8ヘクタールとなっています。

課題につきましては、経営者の高齢化が進んでいるため、新たな担い手の育成を市農政部局と連携を図りながら推進する必要があるとしてしました。

2番目の令和3年度の目標及び実績については、参入目標の5経営体に対し、参入実績は2経営体で、達成状況は40%となりました。

面積については、参入目標面積5ヘクタールに対し、参入実績面積は1.08ヘクタールで、達成状況は22%です。

3番目の目標の達成に向けた活動についての活動計画は、農政担当課と連携し、制度の啓発や担い手の育成確保を図るとしておりました。

活動実績については、新規就農者からの相談を受け、指導を行ったとしました。

4番目の目標及び活動に対する評価については、目標に対する評価を適正であるとしてしました。活動に対する評価は、農業従事者の高齢化が進んでいることから、若い世代の就農者を確保する必要があるとしてしました。

次のページをご覧くださいと思います。

Ⅳ、遊休農地に関する措置に関する評価の現状及び課題についてですが、現状は、管内の農地面積が2,494.0ヘクタールで、遊休農地面積は53.0ヘクタールです。割合としては2.1%です。

課題としては、農地の利用状況調査の円滑な実施と、遊休農地の所有者等への指導実施が必要としてしました。

2番目の令和3年度の目標及び実績については、解消目標が3.0ヘクタールに対し、解消実績は4.6ヘクタールで、達成状況は153.0%です。

3番目の目標の達成に向けた活動について、まず、活動計画ですが、農地の利用状況調

査は、調査員数を20人、調査実施期間を8月から9月、調査結果取りまとめ時期を9月から10月としておりました。調査方法としては、令和3年8月、9月の農業委員会審査会や総会后、農業委員及び農地利用最適化推進委員と農業委員会事務局において、農地の利用状況調査を実施するとしました。農地の利用意向調査実施時期を10月から11月としました。

次に、活動実績ですが、農地の利用状況調査について、調査員数を24人、調査実施期間を8月から9月、調査結果取りまとめ時期を9月から10月に行ったとしております。

農地の利用意向調査は、調査実施時期を8月から9月、調査結果取りまとめ時期を10月から11月に行っています。

第32条第1項第1号の該当は、調査数13筆、調査面積は3.6ヘクタールとなっております。

4番目の目標及び活動に対する評価の目標に対する評価と活動に対する評価は適正であるとしてしました。

次のページをご覧ください。

V、違反転用の適正な対応の現状と課題についてでございますが、現状は、管内の農地面積が2,441ヘクタールで、違反転用面積は9.4ヘクタールです。課題としては、他法令に関連しているなど、農地法のみでの解決が困難であるとしてしました。

2番目の令和3年度実績については、ございませんでした。

活動計画及び実績並びに評価についてですが、活動計画は通年、広報紙の活用、パンフレットの配布による啓発活動やパトロールを実施する。継続した指導・監視が必要としました。

活動実績は広報紙の活用による啓発やパトロールを実施したとし、活動に対する評価は、適正であるとしてしました。

次のページをご覧ください。

VI、農地法等により、その権限に属された事務に関する点検の農地法第3条に基づく許可事務についてでございますが、1年間の処理件数は35件、うち許可34件、不許可は1件ございました。点検項目で、事実関係の確認の実施状況としては、許可基準に基づいた書類審査を行うとともに、複数の農業委員及び事務局職員で現地調査並びに申請者に対する聞き取り調査を実施していることから、特に是正措置は必要ないものと考えます。

総会等での審議の実施状況は、関係法令、許可基準に基づき議案ごとに審議していることから、特に是正の必要はないものと考えます。

申請者への審議結果の通知の実施状況は、申請者へ総会等で指摘や許可条件等を説明しておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

審議結果等の公表の実施状況は、議事録を作成し、掲示及び縦覧しておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

処理期間の実施状況は、標準処理期間を申請書受理から28日となっておりますが、処理期間平均は16.1日で許可に至っておりますので、円滑であり、特に是正の必要はないものと考えております。

2番目の農地転用に関する事務については、前年、農地転用申請が43件ございました。点検項目で、事実関係の確認の実施状況は、許可基準に基づいた書類審査を行うとともに、複数の農業委員及び事務局職員で現地調査並びに申請者に対する聞き取り調査を実施していることから、特に是正の必要はないものと考えます。

総会等での審議の実施状況は、関係法令、許可基準に基づき議案ごとに審議していることから、特に是正の必要はないものと考えます。

審議結果等の公表の実施状況は、議事録を作成し、掲示及び縦覧に供しておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

処理期間の実施状況としては、許可申請から意見を添付して県に進達するなどの期間が、平均で16.7日となっておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

次のページをご覧ください。

3番目の農地所有適格法人からの報告及び対応の農地所有適格法人からの報告についての報告書については、管内の農地所有適格法人数は21法人、うち報告提出農地所有適格法人数18法人、うち報告の督促を行った農地所有適格法人数6法人、うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数4法人、うち報告を提出しなかった農地所有適格法人は2法人です。提出しなかった理由としては、作成中のためです。

農地所有適格法人の状況でございますが、農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人はございませんでした。

4番目の情報の提供等の点検項目で、賃貸借情報の調査・提供の実施状況としては、調査対象賃貸借件数は192件になります。公表時期は、令和4年1月です。情報の提供方法としては、ホームページに掲載、農業委員会事務局にて閲覧可能としております。特に是正の必要はないものと考えます。

農地の権利移動等の状況把握の実施状況としては、調査対象の権利移動等が279件です。こちらは、昨年度中に農地法の許可や利用権等で権利移動があった総筆数となります。取りまとめ時期は、令和4年3月です。

情報の提供方法としては、農業委員会事務局に備え付けるとしております。特に是正の必要はないものと考えております。

農地台帳の整備の実施状況としては、整備対象農地面積は2,580.6ヘクタールで、農地台帳上の面積です。データ更新は、農地の利用状況調査結果、相続等の届け出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、随時更新しております。特に是正の必要はないものと考えております。

次のページをご覧ください。

VII、地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容についてですが、農地利用最適化に関する事務及び農地法等によりその権限に属された事務について、適正に処理されているとしております。

VIII、事務の実施状況の公表等の総会等の議事録の公表については、市ホームページなどで公表しております。

2番目の農地等利用最適化推進施策の改定についての意見の提出については、特にありませんでした。

3番目の活動計画の点検・評価の公表については、全国農業会議所のホームページに公表しております。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についての説明は、以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

関委員。

関 委 員 この議案については、項目、ボリュームも多く当日配布の資料では、確認できないと思うのですがいかがでしょうか。

（同様の意見あり）

議 長 例年この形で行ってはいませんが、即日での審議は難しいとの意見や確認事項もあることから、翌月へ継続審議とし次回の総会にて改めて図ることとしてよろしいか。

関 委 員 はい、結構です。

議 長 ほかに意見はありませんか。

ないものと認めます。同様の意見も多数ありましたので、日程第7、議案第6号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についても関連することから次回の総会で改めて説明願います。

以上で審議案件は終了しました。

◎報告第1号から報告第4号

議長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号から報告第4号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告します。

次第の17ページに3件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、報告第2号、農地法第4条の規定による農地転用届出についてご報告します。

次第の18ページに1件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

次に、報告第3号、農地法第5条の規定による農地転用届出についてご報告します。

次第の19ページに2件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願いについてご報告します。

次第の20ページに1件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

本案件は、全面道路の拡幅計画について成田土木事務所から指摘を受け、転用面積が変更になったため、令和4年4月25日付けで取下願が提出されましたので、事務局長先決によ

り、書類を受理いたしました。

以上です。

議長 ただいまの報告第1号から報告第4号までについて、質問等はありませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようなので、了解いただきたいと存じます。

◎閉 会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後 2時42分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員